

牧之原市
第10次高齢者保健福祉計画
第9期介護保険事業計画

みんなで築く 健康・長寿のまち

少子高齢化がさらに進むことが見込まれる中、一人ひとりがいくつになっても健康で生き生きと生活できるように、令和6年度から令和8年度の具体的な取り組みや目標を定めた「牧之原市第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定しました。

問い合わせ 長寿介護課 松井工・野田章子 ☎0076

計画の目指す方向性

今後、さらなる高齢化の進展や高齢者の一人暮らし・高齢者のみの世帯の増加によって、医療や介護のニーズが増加、多様化することが予想されます。こうした中、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を続けられるよう、医療、介護、生活支援・介護予防、住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進し、基本理念「みんなで築く健康・長寿のまち」を目指します。

地域包括ケアシステムを推進するために、皆さんとともに「自立支援、介護予防、重度化防止」に取り組む必要があります。

自立支援、介護予防、重度化防止

週1回以上の外出と社会参加

趣味や運動、ボランティアなど楽しむ活動や生きがいをもてる活動に参加できるように、皆さんとともに多様な外出の場の充実や、支える側として活躍できるような機会を推進していきます。



介護の資格や技術はないけど



集いの場「ちよっくら処」でカルタを楽しむ高齢者

興味があり、介護の現場で働いてみたい人は、下記の募集記事をご覧ください。ぜひご参加ください。

地域におけるリハビリテーション活動

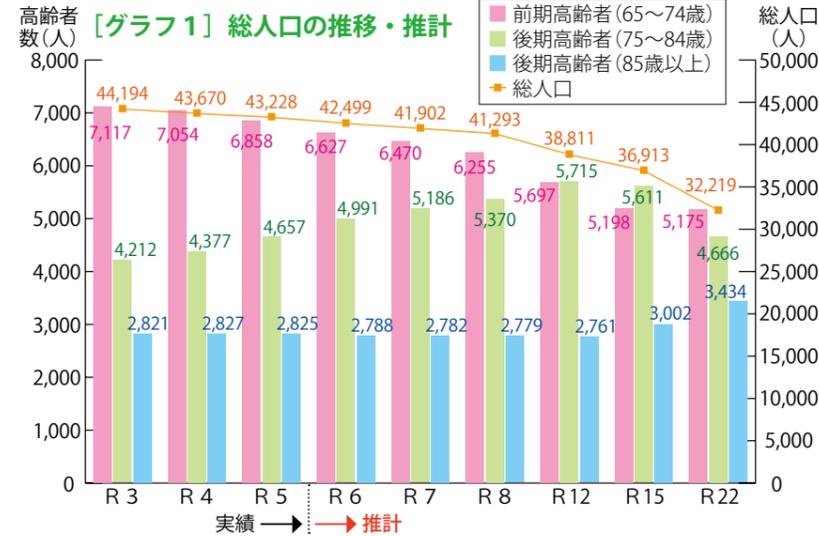
住民主体の通いの場や介護サービス事業所などへリハビリ専門職を派遣し、効果的な介護予防の取り組みが実施できるように支援します。

保健事業と介護予防の一体的実施

長寿健診の結果から健康課題を分析し、その健康課題に対する個別支援や集団支援を専門職などが行います。また、関係機関や地域などが連携し、フレイル予防（※）に着目した介護予防や重度化防止を推進します。

※高齢者の身体機能や精神機能が低下し、健康や生活の質が悪化する状態を防ぐこと

本市の高齢者の現状と将来推計



さらに進む少子高齢化

市の総人口は令和5年で4万3,228人と減少傾向にあり、今後も続くとみられています。「グラフ1」。世代別に見ると65歳以上の高齢者の総数は令和7年まで増加し、その後減少する見込みです。75歳以上の後期高齢者数は増加を続けると予想され、令和15年以降は要介護状態になるリスクが高まる85歳

以上の人の割合が高くなります。高齢者の中でも高齢化が進む状況にあり、今後ますます介護のニーズが高くなることから予想されます。一方で15歳から64歳までの生産年齢人口は減少しており、高齢者の介護を支える人は減少していく状況です。

前述のとおり、令和8年以降の高齢者の総数は減少に転じるものの、令和15年以降では85歳以上の人の割合が高くなることから予想されます。このため、要支援・要介護認定者数は令和8年の21,866人に対し、令和17年では23,699人、令和22年で24,166人と上回る見込みです。「グラフ2」。



【資料】介護保険事業状況報告月報9月分（R3～R5）。R6以降は推計値。

シニアの皆さんへ あなたの「できること」「得意なこと」を介護現場に生かしませんか 介護に関する研修の参加者を募集します

介護の資格や技術はなくても、「できることや好きなことを生かして働きたい」「誰かの役に立つ仕事をしたい」「介護技術や知識を身につけて今後に生かしたい」という思いのある人、働いてみたい人に、事業所の紹介から就労までを支援します。詳しくは市ホームページをご覧ください。お気軽にご参加、ご応募お待ちしております。



市ホームページ



◀昨年度の研修

「入門的研修」内容

介護に関心を持つ未経験者が介護保険制度や介護の方法、認知症の理解など、基本的な知識を学び、介護現場で働きやすくなる研修です。

日時	場所
①11月25日 午後1時30分～午後2時30分	さざんか2階ボランティア室
②12月4日 午前9時30分～午後3時30分	さざんか2階会議室1
③12月5日	
④12月9日 午前9時30分～午後4時	さざんか2階ボランティア室
⑤12月13日	

※①は研修の説明会です。研修の受講を希望する人は、ご参加ください。

※原則、全ての回に参加いただきます。

対象

- ▶おおよね65歳以上で、自分で会場まで来ることができる人
- ▶介護現場で働いてみたい人（月数回や1回2時間程度の就労も歓迎）

*興味のある人は相談ください。

募集期限

11月8日

申込方法

詳細を案内しますので、下記までご連絡ください。

申込先

長寿介護課 榎林沙樹・夕下颯人

☎0076

介護保険料は主に3つの使い道があります

2. 要介護状態にならないために《介護予防・日常生活支援総合事業費》

要介護状態にならないように、高齢者の皆さんの社会参加や活動の支援、高齢



1. 介護が必要な人を支えるために《介護給付費・介護予防給付費》

介護や支援が必要な状態になり、市から要介護（要支援）認定を受けた人が、状態の悪化を防ぎ、できる限り自立した生活を送るために利用する介護（介護予防）サービスの費用に使われます。

利用できるサービスには、自宅などの生活の場で利用できる在宅サービス、施設へ入所して利用する施設サービスなどがあります。

利用者は、原則としてサービスにかかる費用の1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）を負担します。

3. 相談支援や介護事業者のネットワーク化のために《包括的支援事業費・任意事業費》

高齢者やご家族からさまざまな相談窓口である「地域包括支援センター」の運営や認知症対策・生活支援コーディネーター（市社会福祉協議会への委託）などの事業に使われます。

また、介護サービスの利用者に本来に必要なサービスが提供されるよう、ケアプラン（介護サービス計画）の点検や事業者への指導などを行う介護給付等費用適正化事業のほか、家族介護者教室や介護相談員派遣事業など、高齢者やその家族を支援するきめ細かな事業にも使われます。

者の皆さんの生活を支援する地域・人・チーム作りを進めるために使われます。

また、要支援1・2や総合事業対象者の人が受けている「訪問型サービス（ホームヘルパー）」や「通所型サービス（デイサービス）」のサービス費用にも使われます。



令和6～8年度の介護保険料基準額は月額5,600円に減額

介護保険料は3年ごとに見直されています

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料は、市が3年ごとに定める保険料基準額を基に所得段階別の割合によって計算されます。

保険料基準額は、介護保険事業計画の3年間を単位とした、計画期間ごとに必要な保険サービス費用の見込額から設定します。

65歳以上の人が負担する保険料はサービス費用全体の23%分で、残りの費用は40歳から64歳までの人（第2号被保険者）の保険料（医療保険料に上乗せして徴収）と国や県、市の負担金（税金）で賄われます。

変更点について

今回の事業計画では、令和6年度から令和8年度に必要とされる保険サービス費用を見込んだ結果、保険料基準額は5,700円から5,600円に減額されました。

所得段階においては、国の基準に基づき、12段階から13段階に変更され、第9

個人ごとの年間保険料の決定について

皆さんが実際に納付する個人ごとの保険料は、前年中の所得などが確定した8月中旬に、左記のとおり各通知書を送付しますので、ご確認ください。

▼特別徴収（年金から天引き）の人
Ⅱ介護保険料特別徴収開始通知書

▼普通徴収（納付書などで個別に納付）の人
Ⅱ介護保険料納入通知書



段階以降の区分の対象所得金額が変更されました。また、被保険者本人が課税所得者のとき、第8期については、合計所得金額に給与所得が含まれている場合、給与所得から10万円を控除した金額を用いる特例措置を適用していましたが、第9期からは適用しないこととなりました。

皆さんが納める保険料は、介護費用のほか、介護予防事業などの大切な財源となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

8月から施設サービスなどの居住費が変更となります

補足給付（食費・居住費の軽減）の見直し

施設サービスや短期入所サービス（ショートステイ）を利用するときの食費と居住費は、保険給付の対象外となっておりますが、市民税非課税などの要件により認められた場合に負担額が軽減される制度があります。

今回の見直しでは、対象者や要件の基準に変更はありませんが、施設サービスや短期入所サービス（ショートステイ）を利用する際にかかる居住費が、8月からそれぞれ60円増額となります。

▼ユニット型個室Ⅱ共有リビングがある完全個室部屋

▼ユニット型個室Ⅱ共有リビングがない個室部屋

▼多床室Ⅱ定員2人以上の部屋

計画の詳細については、市ホームページをご覧ください。



◆負担軽減の対象要件と食費の負担限度額（*令和6年8月からの金額）

利用者負担段階	対象者（収入要件）	預貯金などの基準（資産要件）				食費の負担限度額（日額）	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室【特別養護老人ホーム】	従来型個室【特別養護老人ホーム以外の施設】		
第1段階	▶生活保護受給者 ▶世帯全員が住民税非課税かつ高齢福祉年金受給者	880円	550円	380円	550円	0円	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ前年の年金収入＋合計所得金額が80万円以下	880円	550円	480円	550円	430円	390円 (短期利用600円)
第3段階①	世帯全員が住民税非課税かつ前年の年金収入＋合計所得金額が80万円超120万円以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	650円 (短期利用1,000円)
第3段階②	市民税世帯非課税かつ前年の年金収入＋合計所得金額が120万円超	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	1,360円 (短期利用1,300円)
基準額（施設により異なる）	上記以外の一般の人（軽減なし）	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円 *特養以外の施設：437円	1,445円

◆65歳以上の人の令和6年度～8年度までの保険料額（改定後）

*太字部分が今回の変更箇所

段階	対象者	率	年額	月額	
本人が市民税非課税者	1段階	▶生活保護受給者 ▶世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ▶世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.285 (軽減前0.455)	19,152円	1,596円
	2段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年合計所得金額＋公的年金収入額が80万円超120万円以下	基準額×0.485 (軽減前0.685)	32,592円	2,716円
	3段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年合計所得金額＋公的年金収入額が120万円超	基準額×0.685 (軽減前0.69)	46,032円	3,836円
	4段階	市民税課税世帯に属する被保険者で被保険者本人非課税かつ本人の前年の合計所得金額＋公的年金収入額が80万円以下	基準額×0.90	60,480円	5,040円
	5段階	市民税課税世帯に属する被保険者で被保険者本人非課税かつ前年の合計所得金額＋公的年金収入額が80万円超	基準額×1.00	67,200円	5,600円
本人が市民税課税者	6段階	被保険者の前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	80,640円	6,720円
	7段階	被保険者の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.30	87,360円	7,280円
	8段階	被保険者の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.50	100,800円	8,400円
	9段階	被保険者の前年の合計所得金額が320万円以上 420万円 未満	基準額×1.70	114,240円	9,520円
	10段階	被保険者の前年の合計所得金額が 420万円 以上 520万円 未満	基準額×1.90	127,680円	10,640円
	11段階	被保険者の前年の合計所得金額が 520万円 以上 620万円 未満	基準額×2.10	141,120円	11,760円
	12段階	被保険者の前年の合計所得金額が 620万円 以上 720万円 未満	基準額×2.30	154,560円	12,880円
	13段階	被保険者の前年の合計所得金額が 720万円 以上	基準額×2.40	161,280円	13,440円

*老齢福祉年金：明治44年4月1日以前に生まれた人、または大正5年4月1日以前に生まれた人が受けている年金です。

*合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除する前の金額です。

第1段階～第5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1段階～第5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却などに係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。